

工事全体の見積

介護保険給付対象工事部分の見積及び情報

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称 (※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			算出根拠
										数量	単位	金額	
(6)	No.1	1階洋室	壁	下地補強板	ABC社 xx-789a 100×50 L=800	□	m	□□	□□□□	○	m	○○○○	別紙カタログ
(1)	No.2		手すり	手すり	DD社 z-123 木製(金具:ステンレス)	○	m	○○○	○○○○	○	m	○○○○	定価 ●●●●
				同取付け施工費			人工	○○	○○○○	○	人工	○○○○	
				1階洋室計					○○○○			○○○○	
				材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。 材料名等は極力専門用語を避け、分かりやすい表記にする。 (例:PB→石膏ボード、SUS→ステンレス等)									
(3)		1階和室・DK	撤去	既存壁・床撤去		□	m ²	□□□	□□□□	□	m ²	□□□□	対象(床)部分を天工手間比較2/3で按分
(3)	No.3		床	フローリング材	ナラ厚15mm下地および木製巾木 h=60	□	m ²	□□	□□□□	□	m ²	□□□□	
(3)				フローリング張り施工費		□	人工	□□	□□□□	□	人工	□□□□	
	No.4		壁	月桃紙	軸組み、下地(PB12mm)	○	m ²	○○	○○○○				
	No.4		天井	木質ボード張り	○○製厚9mm、下地、周り縁共	○	m ²	○○	○○○○				
			家具・雑	カウンター収納棚	w=1800 h=900								
					ナラ突板フラッシュ、オイルステイン塗装								
				1階和室・DK					○○○○				
		1階トイレ	撤去	既存壁及び和式便器、床撤去工事費		○	m ²	○○○	○○○○	□	m ²	□□□□	便器床部分を1/3で按分
			内装・壁	壁・天井:石膏ボード12mmの上クロス張り		○	m ²	○○○	○○○○				
			内装・床	床:クッションフロア材	JKL社 oo123 合板 t=12mm下地共	○	m ²	○○○	○○○○	○	m ²	○○○○	
				床貼り施工費		□	人工	□□	□□□□	□	人工	□□□□	
(5)	No.7		便器	洋式便器	T社 MNO-pqr3456	1	個			1	個	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		○	人工			○	人工	○○○○	
(5)	No.8		給排水工事	給排水管接続工事費		○	m	○○○	○○○○	○	m	○○○○	
				改修箇所や改修に必要な材料(手すり・エンドブラケットなど)の数量や長さ、面積等の規模を明確にし、材料費と工事費を適切に区分してください。算出根拠も適切に記載してください									
				小計									
				諸経費		○	%		○○○	○	%	△△△	
				値引き					○○○			△△△	工事費小計で按分
				合計					○○○○			□□□□	
				消費税		10	%		○○○	10	%	△△△	
				総合計					○○○○			△△△△	

改修場所ごと的小計を記載する。

住宅改修の種類を明示

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。

『材一式』とは『材料・工賃あわせていくら』という場合の算出方法ですが、『手すり施工一式』や『床材変更フローリング一式』などでは、工事内容の適否について審査ができません。『材料費○○円・工賃○○円』というふうに明確にしてください。

値引きをするときは、消費税算出前の金額から引いてください。

介護保険対象外(自費)も含めて

可能な限り「m」、「m²」など詳細な単位で記入し、「一式」は避けてください。

公表労務単価(2ページ目参照)

介護保険対象部分を記入してください。按分方法など算出根拠も記載してください。保険対象外(自費)は空白にしてください。

(※1) 住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え
(5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他在宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

(※3) 適正価格でないと判断した場合は、金額交渉や合い見積もりをとっていただきます。

公表労務単価

毎年2月ごろに国土交通省が公開する「公共工事設計労務単価」で、葛城市では、この単価を参考に、実際に必要な人工をかけた金額を施工費の上限とすることで各事業所の施工費の均衡が図れると考えています。

付帯工事について

介護保険では「手すりの取り付け・段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え」の各改修工事に付帯して必要な工事も保険給付の対象となります。
考えられる工事等は次のとおりです。

- 手すりの取り付けのための下地補強
- 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
- 床材変更のための、下地の補強や根太の補強
- 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)
- 便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険の対象とならない工事の例

- 新築や増改築に伴う改修
- 老朽化や物理的・科学的な摩耗、消耗が改修の理由となる工事
- 下駄箱やタンスなど、家具への改修工事
- 「棚」や「トイレトペーパーホルダー」など介護保険の対象とならない機能が付加された福祉用具(手すりなど)を用いた改修
- 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付便座に変更する際の電気工事
- 洋式便器に暖房機能やウォシュレット機能を追加する工事
- 浴槽の縁の高さを高くする工事
- 布製カーテンへの変更

※この他にも「介護保険の対象とならない工事」があります。